附則第七項中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第六項中「第十六条第二号中「日米防衛協力課」を「第十九条第二号中「及び他課」に、「地方協力局、日米防衛協力課」を「並びに地方協力局及び他課」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

（大臣官房会計課の所掌事務の特例）

6　大臣官房会計課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定による交付金の交付に関する事務をつかさどる。

附則第九項中「第四十二条の三各号」を「第四十一条各号」に改める。

附則第十項中「第四十二条の五各号」を「第四十三条各号」に改める。

附則第十一項中「第四十二条の八各号」を「第四十六条各号」に改める。

附則第十二項中「第四十二条の十」を「第四十八条」に改める。

附則第十三項中「第四十二条の十一」を「第四十九条」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「防衛省」を「防衛省本省」に改め、「、防衛調達審議会」を削り、同条に次の一項を加える。

3　法第二条第一項に規定する政令で定める防衛装備庁の合議制の機関は、防衛調達審議会とする。

第一条の三中「、技術研究本部、装備施設本部」を削る。

第二条第四項中「又は法」を「、法」に改め、「機関」の下に「又は防衛装備庁の施設等機関」を加える。

第三十九条中「とおりとする」を「とおりとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする」に改め、ただし書を削る。

第三十九条の二ただし書及び第四十条ただし書を削る。

第五十一条の五の見出しを「（事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　施設監

第五十一条の五第四号を次のように改める。

四　防衛省本省の審議官

第五十一条の五に次の三号を加える。

五　防衛技監

六　装備官

七　防衛装備庁の審議官

第五十一条の六中第十号を第三十六号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の二十五号を加える。

十一　プロジェクト管理総括官

十二　革新技術戦略官

十三　調達総括官

十四　総務官

十五　人事官

十六　会計官

十七　監察監査・評価官

十八　装備開発官

十九　艦船設計官

二十　装備制度管理官

二十一　事業計画官

二十二　統合装備計画官

二十三　事業監理官

二十四　装備技術官

二十五　技術計画官

二十六　技術振興官

二十七　原価管理官

二十八　企業調査官

二十九　需品調達官

三十　武器調達官

三十一　電子音響調達官

三十二　艦船調達官

三十三　通信電気調達官

三十四　航空機調達官

三十五　輸入調達官

第五十一条の六中第八号を第九号とし、第六号及び第七号を削り、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　施設整備官

五　提供施設計画官

六　施設技術管理官

第五十一条の八第二項中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加える。

第五十一条の九第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第五十九条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の二号を加える。

五　防衛装備庁長官　六十二年

六　防衛技監　六十二年

第五十九条の五第二項ただし書中「防衛大臣」の下に「（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）」を加える。

第八十七条の六中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条に次の一号を加える。

九　防衛装備庁

第八十七条の十五第一号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

第八十七条の十六の見出し中「又は局長」を「、防衛省本省の局長又は防衛装備庁長官」に改め、同条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条に次の一号を加える。

八　防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百三十四号）第一条の規定による改正前の防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下この号において「旧防衛省組織令」という。）第百五十六条第一項に規定する技術研究本部長及び旧防衛省組織令第百八十三条第一項に規定する装備施設本部長

第八十七条の十八（見出しを含む。）中「防衛省」の下に「又は防衛装備庁」を加える。

第八十七条の三十第三号中「防衛省に」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁に」に改める。

第八十七条の三十六第二項第二号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

附則第八項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

（自衛隊員倫理規程の一部改正）

第三条　自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同項第三号中「名あて人」を「名宛人」に改める。